

令和2年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和2年12月18日（金） 午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

千葉県庁本庁舎 5階 大会議室

3 出席者

委 員：村上委員長、

井上委員、大瀧委員、松田委員、高橋委員、八田委員、菊地委員、本間委員
（8名）

事務局：環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 井田課長、山縣副課長、坂元班長、加藤副主査、大貫副主査、
水野副主査

傍聴人：2名

4 議 題

- （1）千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）について
（答申案審議）
- （2）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- （3）その他

5 結果概要

- （1）千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）について
（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- （2）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （3）その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）
委員から寄せられた質疑・意見に対する見解
- 資料 2 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正方針について（案）
（太陽電池発電所の追加）
- 資料 3 「千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則等（案）」に対する
意見と県の考え方（案）
- 資料 4 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）に対する
意見（答申案）
- 資料 5 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 6 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書 説明資料
- 資料 7 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）について（答申案審議）

○事務局説明

資料１～４により、これまでの審議内容等及びそれを踏まえた答申案の説明が行われた。

○審議

（委員）

森林に太陽光電池発電所を設置する場合に、樹木の伐採により、従前はCO₂排出削減へ貢献していた部分が失われてしまうが、そこをどう補償するかについて考えはあるか。

（事務局）

既存の環境影響評価項目に「温室効果ガス」があるが、これは直接排出するものを主とした考えに基づいており、吸収源としてCO₂削減に寄与していたものが減ってしまうことへの考慮は、制度が追いついていない部分ともいえる。まずは事業ごとに「温室効果ガス」の項目を選定すべきか否かを方法書段階でしっかり見ていくことが必要である。

（委員）

「工作物の撤去又は廃棄」の追加に関連した質問であるが、広い面積を改変して太陽電池発電所を設置した後、事業が終了し、工作物が撤去され、何もない土地が残ってしまうのであれば、その土地の回復措置について考慮しなくてよいのか。

（事務局）

改変した土地を元に戻すことについては、アセス制度の中ではフォローしきれないところがある。事業終了後、同じ場所で次のアセス対象事業が行われるのであれば、その事業に係るアセス手続の中で考慮されることになる。

なお、元々森林であり、林地開発の許可を受けた場所であれば、事業終了後に森林に戻すこともあるため、懸念はある程度払拭できるかと思う。

（委員）

例えばゴルフ場の跡地を活用して太陽電池発電所を設置した後、その施設を撤去する

ときに、森林に戻す措置はないのか。

(事務局)

そのゴルフ場が元々林地開発の許可を受けた土地であっても、その後に原状回復せずに太陽光発電など他の事業が実施される場合には、必ずしも森林に戻す措置が執られるとは限らない。

(委員)

森林に戻すといっても、どうやって戻すのか。植林だけでは元に戻らないのでは。

(事務局)

森林に戻すということの意味は、地目上森林に戻すということであり、実際には植林等によって森林に戻すことが考えられる。

(委員)

答申案について、特段異論はないようなので、原案のとおり答申としたいと思うが良いか。

—— 出席委員から異議ない旨の回答あり ——

(委員)

それでは、これをもって答申としたい。

議題（２）

第２期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局説明

資料５により手続状況等について説明が行われ、質疑等はなかった。

○事業者説明

資料６により方法書の内容について、資料７により委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解について、それぞれ説明が行われた。

○審議

(委員)

資料6の46頁にある「廃棄物処理施設の稼働による大気質」では短期高濃度の予測を行うとしているが、他の項目については短期高濃度の予測は行わないか。併せて、短期高濃度の「短期」とは、1時間値のことを指すか。

また、長期平均濃度について、予測結果を環境基準と比較するに当たり、年平均値から日平均値の年間98%値等への変換はどのように行うか。同様に、窒素酸化物(NO_x)から二酸化窒素(NO_2)への変換方法も確認したい。

最後に、資料6の48頁の「廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質」について、調査を主要な走行ルートの代表的な2地点で行う、としているが、予測においては「道路端から150mの範囲」という面的な表現があることから、「地点」とは具体的に何を指すか確認したい。

(事業者)

短期高濃度の予測は、廃棄物処理施設の稼働による煙突排出ガス由来の悪臭についても行うこととしている。なお、短期高濃度の「短期」とは、特定の気象条件が出現する時間のことを指すが、環境基準等が1時間値であるため、評価は1時間値で行う。

また、年平均値から日平均値の年間98%値等への変換については、対象事業実施区域周辺の大気測定局における過去の調査結果を統計処理して行う。窒素酸化物(NO_x)から二酸化窒素(NO_2)への変換については、廃棄物処理施設の稼働による影響に関しては安全側を見て全量が二酸化窒素になるものとして行い、車両の走行による影響に関しては国土交通省が示す換算式を用いて行う。

「廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質」における調査地点の具体的な場所は、資料6の49頁に示す「道路・交通の状況調査地点」の道路端である。道路構造等を踏まえ、この2地点を代表的な地点としている。

(委員)

資料6においては、54頁や59頁等にも車両の主要な走行ルートの「代表的な地点」という表現があるが、どのような観点でこれらの地点を「代表的」としているか。評価の対象とする環境影響評価項目によって代表的となる地点は異なると考えられる。例えば、車両の騒音であれば、登り坂となる地点を選定する、というような観点か。

(事業者)

道路構造等を踏まえ、一定の区間の中で、どの地点で調査すれば、その区間を代表する測定値を得られるか、という観点で選定している。

(委員)

その結果として選定される地点は、環境影響評価項目ごとに異なるか。

(事業者)

詳細な地点の決定は、環境影響評価項目ごとに個々の特性を踏まえて行いたい。検討結果によっては複数の項目について同じ地点となることがあり得る。

(委員)

調査を実施するに当たっては、その調査地点が、対象とする環境影響評価項目における「代表的な地点」である根拠を明確にされたい。

(事業者)

御意見を踏まえ、準備書において、調査結果とともにその地点を選定した根拠も記載することとしたい。

(委員)

本件は次回も引き続き審議を行うこととして、本日はこれまでとしたい。

以上